**公益社団法人日本鍼灸師会　休会規程**

（目的）

第１条　この規程は、定款第７条に定める正会員が、鍼灸業務を停止した一定期間において会費等の免除を受けることができる（以下「休会」という。）ことに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（休会の理由）

第２条　正会員は病気、けが、産休その他のやむをえない事情により休会の必要がある場合には、事前に本人又はその家族の申出により、理事会の議決を経て、同時に一定の期間会費を減免することができる。

（会費減免等の要件）

第３条　前条の休会の必要がある場合とは、病気等の事情により鍼灸業務が不可能又は著しく困難なために相当期間鍼灸業務を停止しなければならない場合をいうものとする。

（会費減免等の手続）

第４条　会費減免等の申出は、別紙の申請書により、本人又はその家族が行うものとする。

　２　申請する際には所属する都道府県鍼灸師会に事前に連絡しておかなければならない 。

　３　前項により会費等の減免等の申出を受けた場合は、会長は、理事会の議決を求めなければならない。

　４　理事会は、会費減免等の要件を審査するため、医師の診断書、出産に関する資料その他休会の必要性を判断するために必要な資料の提出を求めることができる。この場合において、必要があるときは、医師などの第三者に対して直接問い合わせるなど適宜の方法を併用することができる。

（会費等減免等の通知）

第５条　会長は、前条の手続きを経て会費等の減免等を行うときは、申出を行った正会員および所属する都道府県鍼灸師会 に対し、減免等の内容及び減免等の期間について、書面をもって通知をする。

（不服申立）

第６条　前項の通知内容に不服のある正会員は、前項の通知を受領後７日以内に、本会に対して、不服の申立を行うことができる。

　２　前項の不服申立を受けた場合には、会長は、理事会に不服の内容を報告し、理事会は再議しなければならない。理事会が再議した結果については最終的なものとし、それに対して、正会員は再度不服申立を行うことはできない。

（会費等減免等の期間の更新）

第７条　会長は、会費等減免等の基礎となった事情に変更がないときは、理事会の議決を経て、会費等減免等の期間を更新することができる。ただし、更新は２回を限度とする。

　２　前項の事情の変更の有無について調査をするときは、第４条第３項に定める手続きを準用する。

（制限を受けない権利）

第８条　定款第７条第１１項に示す退会については、退会届の提出により任意にいつでも行えるものとする。

第９条　委員会を構成する委員 としては、特に委員長ならびに理事会からの特段の指摘がない限り、休会期間にあっても同様に活動することができる。

（改廃）

第１０条　この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附　則

　この規則は、平成３１年１月２７日の理事会の承認を得て制定し、同日施行する。